

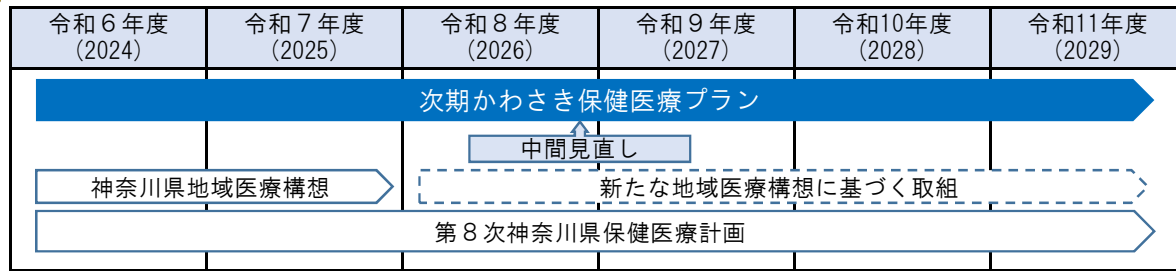
かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度] (案) の策定について (概要)

1 計画の趣旨

地域の实情に即した保健医療施策の推進を図るため、本市においては、「神奈川県地域医療構想」や「神奈川県保健医療計画」との整合を図りながら、本市が任意で策定する「自治体独自の行政計画」として「かわさき保健医療プラン」を策定しているが、現行計画の計画期間が令和5(2023)年度で満了を迎えることから、**令和6(2024)年度以降の次期計画を策定する。**

	①地域医療構想【県】	②保健医療計画【県】	③保健医療プラン【市】
位置づけ	法定計画（医療法）	法定計画（医療法）	任意(独自)の行政計画
目的	高齢化の進展などを踏まえ、令和7(2025)年における医療の必要量を明示し、それに対応する医療提供体制構築に向けた 長期的な方向性 を示すもの	国から示される計画策定指針等に基づき、 県における医療提供体制の方向性 等について示すもの（いわゆる「医療計画」）	①地域医療構想や②保健医療計画との整合を図りながら、 本市における総合的な保健医療施策の方向性 を示すもの
現行の計画期間	H28(2016)～R7(2025)年度	H30(2018)～ R5(2023)年度【6年】	H30(2018)～ R5(2023)年度【6年】

2 計画の期間等



【地域医療構想に関する方向性（国による検討状況）】

- 地域医療構想の策定当初にはなかった「新型コロナウイルス感染症対応」は地域医療に大きな影響を与えた一方、地域医療構想の背景である中長期的な状況（高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等）は変わらない。
- 新興感染症の感染拡大に伴う短期的な医療需要には都道府県が定める「医療計画」に基づき対応することを前提に、現行の地域医療構想の基本的枠組みについては維持・継続する。
- 地域医療構想の取組は令和7(2025)年度以降も継続する必要があることから、今後、中長期的課題について整理するなど、**新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進める。**

高齢化に伴う医療ニーズのさらなる増大など、本市の保健医療施策を取り巻く状況変化に対応するため、**計画期間の中間年（3年目）にあたる令和8(2026)年度において本計画の中間見直しを行い、同時期に見直し予定の「神奈川県保健医療計画」や「かわさきいきいき長寿プラン」との整合を図るほか、**新たな地域医療構想の策定などの最新状況を本計画に反映する。****

3 これまでの計画の進捗状況

基本目標Ⅰ 地域での暮らしを支える医療提供体制の構築
○基準病床数の見直し検討（病床数の確保） ○地域医療構想調整会議等における協議・検討及び地域医療介護総合確保基金を活用した支援（病床機能の確保） ○在宅療養推進協議会等における医療と介護の円滑な連携に向けた取組、介護サービス基盤の計画的な整備 ○市立看護短期大学の4年制大学化や研修会・講習会の開催など、医療従事者の確保・養成に向けた取組
基本目標Ⅱ 安全・安心を支える保健医療の提供
○主要な疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）及び主要な事業（救急医療、周産期医療、小児医療、災害時医療、在宅医療）に対応する医療提供体制の構築・充実と生活習慣病予防対策の推進 ○川崎脳卒中ネットワークへの支援など、円滑な救急搬送を図るための取組 ○川崎市災害時保健医療ガイドラインの策定・更新、MCA無線の配備、市内病院と連携した訓練の実施、川崎市透析災害対策協議会による共助ネットワークの構築など、発災時における保健医療体制の強化に向けた取組 ○新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供・検査・療養支援・ワクチン接種等の体制確保 ○救急医療の適正利用に向けた普及啓発、総合的な保健医療施策及び医療安全対策の推進
基本目標Ⅲ 市民とともに育む保健医療の推進
○救急医療情報センター及び医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」による医療機関案内 ○日常の健康管理や体調の変化などを気軽に相談できる「かかりつけ医」等を持つことの普及啓発 ○民間企業との協定締結に基づくリーフレット作成など、外国人市民及び訪日外国人に対する医療情報の発信

4 基準病床制度に基づく病床整備状況

基準病床数は、「**病床を整備するための目標**」であるとともに、「**基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準**」であり、医療法に基づき国が定める算定方法により、原則として二次保健医療圏ごとに、神奈川県保健医療計画において定められている。**令和5(2023)年4月1日時点において、本市における既存病床数は、基準病床数を上回っているが、令和6(2024)年4月以降の基準病床数については、人口や病床利用率などの地域の最新状況を踏まえた見直しについて、神奈川県保健医療計画推進会議や地域医療構想調整会議などで検討が進められている。**

令和5(2023)年4月1日時点

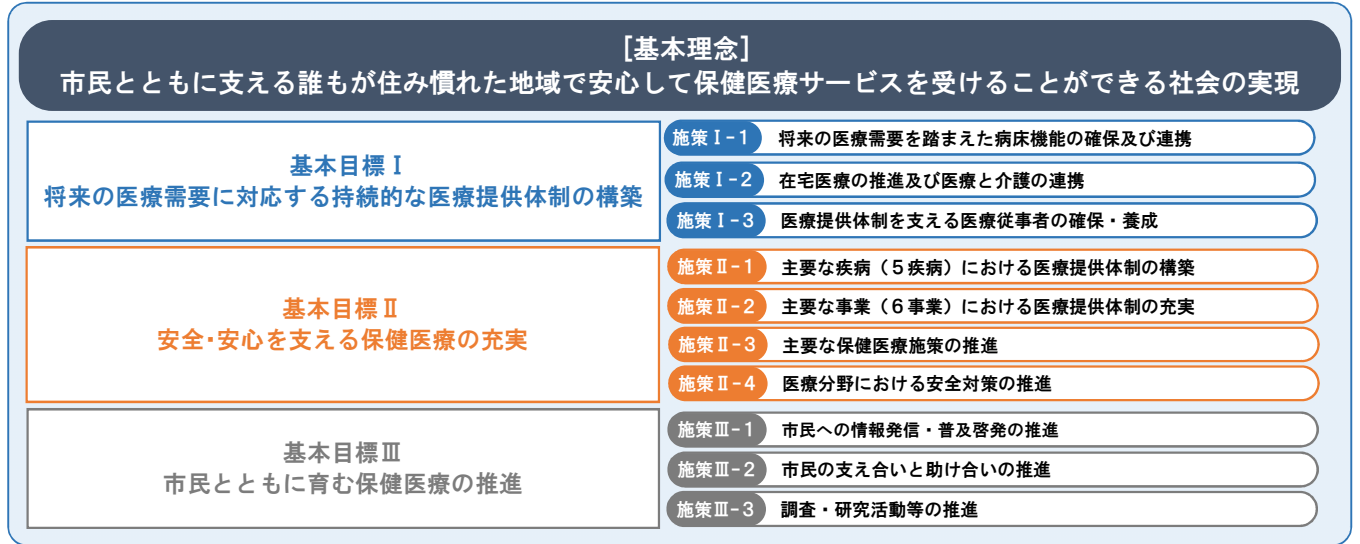
二次保健医療圏	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	過不足 (B-A)	令和6(2024)年度の基準病床数(素案) <考えられる変動幅>
川崎南部	4,189床	4,776床	587床	3,658床～4,160床
川崎北部	3,796床	4,115床	319床	4,279床～4,961床
合計	7,985床	8,891床	906床	7,937床～9,121床

【川崎市内の二次保健医療圏】



5 計画の施策体系

現行の「神奈川県地域医療構想」及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（第2段階）」が終期を迎える令和7(2025)年度以降も見据えながら、本計画期間においても継続的に取組を推進する必要があることを踏まえ、施策の継続性を確保する観点などから、**本計画の基本理念『市民とともに支える誰もが住み慣れた地域で安心して保健医療サービスを受けることができる社会の実現』を引き続き継承し、3つの基本目標のもと、様々な施策を推進する。**



6 主な改定のポイント（新興感染症の発生・まん延時への対応）

- 改正医療法（令和6(2024)年4月1日施行）において、新たな主要事業（6事業目）として「新興感染症の発生・まん延時における医療」が追加されたことを受けて、神奈川県保健医療計画との整合を図りながら、本項を新たに追加し、通常医療と新興感染症医療を両立できる体制確保に向けた取組を記載する。
- コロナ禍を踏まえ、将来的な**新興感染症の発生・まん延時**において、機動的かつ実効性のある対策を講じる必要があるため、改正感染症法に基づき県が医療機関等と締結する「医療措置協定」が実効的に機能するよう、平時から医療機関・関係団体と連携した取組を進める。
- 新興感染症に関する検査体制、患者移送体制、外出自粛対象者への健康観察・生活支援体制、保健所及び健康安全研究所の体制整備や必要資器材の確保、研修・訓練等を通じた人材育成等については、本計画とは別計画として、改正感染症法等に基づく「**感染症予防計画**」を新たに策定し、各計画に基づく計画的な平時からの準備対応を行う。

【県が医療機関等との間で締結する医療措置協定の内容】

協定の内容	①入院病床	「流行初期医療確保措置」あり 上記措置なし	【第一種協定指定医療機関】
	②発熱外来	「流行初期医療確保措置」あり 上記措置なし	
	③自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療提供		【第二種協定指定医療機関】
	④後方支援（新興感染症以外の患者受け入れ等）		
	⑤人材派遣		
	⑥個人防護具		

【感染症予防計画と本計画の関係性】

	医療提供について	医療提供以外について
かわさき保健医療プラン	○ (主に記載)	△ (概要のみ)
川崎市感染症予防計画	△ (概要のみ)	○ (主に記載)

かわさき保健医療プラン[令和6(2024)年度～令和11(2029)年度](案)の策定について(概要)

7 各施策における課題と今後の主な取組

基本目標Ⅰ

将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築

施策Ⅰ-1 将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携【プラン本編 P66-P82】

- 【主な課題】
- 将来的な医療需要の増加に対応できる病床数の確保(量的対応)及び病床機能の確保(質的対応)
 - 各病床機能を担う病院や在宅医療を担う診療所等との連携体制の構築 など
- 【今後の主な取組】
- 不足が見込まれる病床機能の確保
→基準病床数の見直し検討、不足が見込まれる機能区分を担う病床への優先配分、地域医療介護総合確保基金を活用した支援 など
 - 異なる病床機能間や在宅医療との連携体制の確保
→地域医療構想調整会議等を活用した地域医療関係者による意見交換・協議 など
 - 市立病院における多様な医療機能の発揮
→地域における基幹病院及び中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等の安定的な提供 など

施策Ⅰ-2 在宅医療の推進及び医療と介護の連携【プラン本編 P83-P96】

- 【主な課題】
- 高齢化の進展等に伴い増加する在宅医療ニーズへの的確な対応
 - 入院医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが切れ目なく円滑に提供できる体制の構築 など
- 【今後の主な取組】
- 在宅医療及び医療・介護連携の推進
→在宅療養推進協議会による取組、総合リハビリテーション推進センターを中心とした地域リハビリテーションの推進、医療的ケア児連絡調整会議による協議 など
 - 介護サービス基盤の整備推進 → 地域密着型サービスの整備、施設の老朽化対策 など
 - 在宅医療の普及啓発 → 在宅医療に関する正しい知識と理解が浸透するよう、市民に対する情報発信 など

施策Ⅰ-3 医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成【プラン本編 P97-P108】

- 【主な課題】
- 在宅医療を含めた各種医療提供体制を支える医療従事者の確保 など
- 【今後の主な取組】
- 働きやすい勤務環境づくりの支援 → 神奈川県と協調しながら、院内保育所に対する運営支援 など
 - 看護職員の確保・養成
→市立看護大学及び大学院などによる質の高い看護人材の養成、看護師等修学資金貸付制度や市立看護大学奨学金制度の運用、川崎市看護協会が行うナースセンター事業の支援 など
 - 在宅医療を担う人材の確保・養成
→在宅医養成研修、地域リーダー研修、訪問看護師養成講習会などの各種研修の実施 など

基本目標Ⅱ

安全・安心を支える保健医療の充実

施策Ⅱ-1 主要な疾病(5疾病)における医療提供体制の構築【プラン本編 P110-P140】

- 【主な課題】
- 各疾病の特性に応じた医療提供体制の安定的確保、各疾病の予防に向けた対策 など
- 【今後の主な取組】
- 主要疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患)に対応する医療提供体制の構築
→地域がん診療連携拠点病院等を中心とした連携強化、脳卒中ネットワークとの連携など救急搬送の円滑化、精神科救急医療体制の安定的確保 など
 - 生活習慣病予防対策の推進 → 「かわさき健康づくり・食育プラン(第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画)」に基づく市民の健康づくりに向けた取組 など

基本目標Ⅱ

安全・安心を支える保健医療の充実

施策Ⅱ-2 主要な事業(6事業)における医療提供体制の充実【プラン本編 P141-P176】

- 【主な課題】
- 主要な事業(救急医療、周産期医療、小児医療、災害時医療、新興感染症医療、在宅医療)に対応する効率的で質の高い医療提供体制の安定的確保 など
- 【今後の主な取組】
- 救急医療体制、周産期医療体制、小児医療体制の確保・充実
→各医療提供体制の継続的・安定的な運営に向けた支援 など
 - 災害時医療の充実に向けた平時からの取組
→保健医療調整本部体制の充実を図るための各種訓練・研修・会議の実施 など
 - 新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の整備
→通常医療とのバランスを保ちながら新興感染症への医療提供を円滑に行うための平時からの計画的な準備など

施策Ⅱ-3 主要な保健医療施策の推進【プラン本編 P177-P230】

- 【主な課題】
- 高齢者や障害者などを含めた誰もが健康で質の高い生活を送るための総合的な保健医療施策 など
- 【今後の主な取組】
- 感染症対策、難病対策、アレルギー疾患対策、歯科保健医療、障害(児)者の保健医療、認知症対策、高齢化に伴う対策、母子保健、学校保健、食品衛生、生活衛生など、各分野に対応した保健医療施策の展開
→感染症予防計画等に基づく新興感染症の発生・まん延時に備えるための平時からの取組、アレルギー疾患対策推進方針を踏まえた総合的なアレルギー疾患対策の推進、認知症対策や介護予防に向けた取組 など

施策Ⅱ-4 医療分野における安全対策の推進【プラン本編 P231-P238】

- 【主な課題】
- 市民の健康で安全な暮らしを支えるための総合的な医療安全対策 など
- 【今後の主な取組】
- 医療安全対策・医薬品の安全対策等の推進
→医療機関や薬局に対する立入検査や監視指導、研修会・講習会の開催、医療安全相談センターの運営 など

基本目標Ⅲ

市民とともに育む保健医療の推進

施策Ⅲ-1 市民への情報発信・普及啓発の推進【プラン本編 P240-P251】

- 【主な課題】
- 医療を受ける市民が状況に応じた適切な受療行動をとれるよう、医療情報の発信・普及啓発 など
- 【今後の主な取組】
- 医療の適正利用・かかりつけ医等に関する普及啓発
→「かかりつけ医」を持つことなどに関する市民への情報発信、救急医療の適正利用の推進 など
 - 医療機関情報等の発信
→救急医療情報センターの運営、外国人向け医療情報の発信、乳幼児の事故防止に関する情報発信 など

施策Ⅲ-2 市民の支え合いと助け合いの推進【プラン本編 P252-P257】

施策Ⅲ-3 調査・研究活動等の推進【プラン本編 P258-P264】

- 【主な課題】
- 地域における効果的な医療提供体制を支える市民の理解・協力、市民の安全等に向けた調査・研究活動 など
- 【今後の主な取組】
- 献血(血液の確保)に向けた市民向け啓発、市民救命士の育成
 - 健康安全研究所における公衆衛生に関する試験検査・調査研究・研修指導・情報発信 など

※各指標はプラン本編の各施策に記載しています。

8 計画の進捗管理

- 本計画の進捗管理にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の「PDCAサイクル」に基づき、評価と見直しを行う。
- 具体的には、年度ごとに各施策の進捗状況等を整理し、その結果を川崎市地域医療審議会において点検・評価した上で、本計画の中間年にあたる令和8(2026)年度に中間見直しを実施するなど、計画的に保健医療施策を推進する。